青色申告特別控除の見直しが行われます

令和８年度税制改正により、令和９年分確定申告以降、青色申告されている個人事業主などの人の青色申告特別控除の見直しが行われます。

令和９年分以降の確定申告で青色申告特別控除（75万円または65万円）を適用するためには、e-Taxの利用や複式簿記による記帳などが必要となることから、適用を検討の人で対応がお済みでない場合は、お早めの準備をお願いします。

主 な 改 正 事 項

- **複式簿記による青色申告特別控除（75万円または65万円）の適用は、e-Taxが要件となります。**
- **簡易簿記による青色申告特別控除（10万円）の適用は、前々年の収入が 1,000万円以下の人などに限定されます。**

詳細につきましては、QRコードからリーフレットを確認お願いします。

【令和９年分確定申告から適用】
優良な電子帳簿の保存またはデジタルシームレス保存により75万円の青色申告特別控除を適用しましょう!

簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆さまへ令和９年分以後の所得税について、事業所得または不動産所得に係る、10万円控除要件が変わります!

事業所得や不動産所得などのある人には帳簿の記帳・保存義務があります!

問 気仙沼税務署　☎22-6780

家屋を取り壊した時は家屋滅失届出書を提出しましょう

固定資産税は、毎年１月１日現在の土地や家屋などの状況に基づいて課税されます。建物を取り壊しても、届出がない場合、翌年度も課税される可能性があります。お早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。

「家屋滅失届出書」は役場町民税務課ならびに歌津総合支所の窓口にあります。町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問 町民税務課　税務係　☎46-1372

町上水道未普及世帯に対する助成金支給のお知らせ

町では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町上水道の使用料のうち、８月使用分（９月請求分）の基本料金を免除しました。

これに併せて、町上水道の未普及世帯の皆さまに対しても、同様の趣旨による助成を行っています。

対象となる世帯の世帯主様宛てに、本年９月上旬、「町上水道未普及世帯に対する助成金支給について」の文書を送付しました。

文書が届いていない人で、以下の条件に該当する場合は、企画課までご連絡ください。

なお、本助成に関するお知らせは、町広報９月号に掲載したものと同じ内容です。

◎町上水道未普及世帯に対する助成金支給の条件

令和８年７月１日時点で、町内の家屋にお住まいの世帯であり、その家屋の位置に住民票上の住所を置いている世帯のうち、町水道の給水対象となっていない世帯（井戸水などの「自家水」のみを使用されている世帯）

※町上水道の給水対象となっているものの、一時的な給水停止などの措置をなされている世帯は除きます。

●助成金の金額と支給方法について

町上水道の使用料（口径20ミリの基本料金）の１か月分に相当する金額を助成金として支給します。

※基本料金(税込)2,640円×１か月分=2,640円【支給額】

なお、助成金は、世帯主名義のご指定口座に振り込みます。

問 企画課　政策調整係　☎46-1371

おらほの納税教室

漁業や農業など個人事業での収入（不動産収入を含む）がある人へ

●帳簿の記帳について

漁業や農業など個人事業での収入がある人は、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記録（記帳）する必要があるほか、帳簿や請求書・領収書などの書類は一定期間保存することが法律で義務付けられています。所得金額を正しく計算するため、収入と経費に関する事項について「整然と、かつ、明瞭に」帳簿へ記録を行いましょう。

●帳簿書類の保存期間

・収入金額や必要経費を記載した**帳簿**…７年
・請求書や納品書、領収書などの**書類**…５年



●帳簿に記帳する内容

帳簿の様式や種類には、特に定めはありませんが、個々の取引実態に応じて作成することが必要です。「売上」「雑収入など」「仕入」「経費」の区分ごとに　①取引の年月日　②相手方(支払先)の名称　③金額などを記載します。なお、「経費」については、申告書と一緒に提出する「収支内訳書」と同様の科目を設定して、帳簿からそのまま転記できるようにすると、申告書の作成を円滑に行うことができます。

≪よくある質問≫

Q：ガソリン代や水道光熱費、携帯電話代など、自宅と事業と兼用で使用しているものの経費はどのように計上しますか？

A：全額を経費に算入することはできませんので、事業で使用する割合に応じて按分(あんぶん)して帳簿に記帳してください。

例）事業で７割程度使用している携帯電話料金12,000円 ⇒12,000円×70％＝8,400円…経費算入

※按分(あんぶん)割合に具体的な定めはありませんが、使用頻度や面積などに応じて合理的かつ客観的に算出しましょう。

医療費控除の申告を受けられる人へ　～よくある質問～

医療費控除とは、本人および生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が一定金額を超える場合、所得金額から差し引くことができる控除です。

Q１：ドラッグストアで買ったかぜ薬は、医療費控除の対象になりますか？

A１：現に病気を患い、医師の処方箋に基づいた治療に必要な医薬品の購入費用は対象となります。

Q２：予防のためにかぜ薬やアレルギー用薬などの市販薬（ＯＴＣ医療品）を購入した場合は、医療費控除の対象になりますか？

A２：医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）に該当する可能性はありますが、通常の医療費控除を適用する場合は、併用することができません。通常の医療費控除か、医療費控除の特例を適用させるかは、自らが選択してください。

Q３：「医療費のお知らせ」はいつ発送されるのですか？

A３：加入している健康保険によって時期や記載される診療年月は異なります。なお、申告が始まる時期までには１月から12月までのすべての医療費についてのお知らせが届くものではありませんので、医療費通知に記載がない診療月に支払った分は、領収書から支払った医療費の額を計算してください。

Q４：医療費控除は10万円を超えないと該当しないと聞いたことがあるのですが本当ですか？

A４：所得の合計額が200万円以下の人は、所得の合計額の５％を超えた金額が対象となるため、10万円以下でも控除の対象となる場合があります。

＊今月の税・保険料＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

固定資産税……第４期
国民健康保険税……第６期
介護保険料……第５期
後期高齢者医療保険料…第５期

納付期限 11月30日(月)

口座振替日 11月25日(水)

問 町民税務課　税務係　☎46-1372